

○高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例

平成 16 年 3 月 30 日 条例第 2 号

**改正**

平成 18 年 12 月 26 日 条例第 54 号

平成 23 年 3 月 23 日 条例第 9 号

平成 26 年 3 月 25 日 条例第 50 号

平成 29 年 12 月 26 日 条例第 48 号

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例

(設置)

**第1条** 青少年(25歳未満の者をいう。以下同じ。)に対し、主体的な活動の場を提供することにより、青少年の社会性を養うとともにその健全な育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、高知県立塩見記念青少年プラザ(以下「プラザ」という。)を高知市に設置する。

(休館日)

**第2条** プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その日後の直近の休日以外の日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるとき又は第11条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が必要があると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(主な施設の名称及び利用時間)

**第3条** プラザの主な施設は、別表第1に定めるとおりとする。

2 プラザの利用時間は、午前8時から午後8時30分までの間で前項の主な施設ごとに教育委員会規則で定める。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

**第4条** プラザの学習室(グループ用)、多目的室及び音楽スタジオ並びに多目的室及び音楽スタジオの附属設備(以下「許可施設」という。)を利用しようとする者は、指定管理者(プラザの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。次項並びに次条及び第9条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるとき。
  - (2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成 22 年高知県条例第 36 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。次条第 1 項第 4 号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。
  - (3) プラザの管理上支障があると認めるとき。
  - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、許可施設を利用させることが不相当であると認めるとき。
- 3 第 1 項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- (利用の許可の取消し等)

**第 5 条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 1 項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が前条第 1 項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。
- (4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、プラザの管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第 5 号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

**第 6 条** 利用者は、別表第 2 に定める計算単位当たりの使用料の額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和 33 年高知県条例第 1 号)第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額(当該額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の使用料(当該利用者がプラザの多目的室を専ら教育活動に関することの練習又は準備のために利用する場合にあっては、当該額に 0.7 を乗じて得た額(当該額に 10 円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。)を県に納付しなければならない。ただし、プラザの多目的室の利用者にあっては、その全部又は2分の1を独占的に利用するときに限る。

(使用料の減免)

**第 7 条** 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

**第 8 条** 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用する者の責務)

**第9条** プラザを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従い、利用が終了した時点で、プラザを原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

**第10条** プラザを利用する者又は指定管理者は、故意又は過失によりプラザの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

**第11条** プラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定管理者として指定するものにこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

**第12条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条第1項及び第2項に規定する利用の許可等、第5条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務

(2) 第6条に規定する使用料の徴収に関する業務(調定事務を除く。)

(3) プラザの施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 第1条に規定するプラザの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

**第13条** 第11条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務(以下「業務」という。)に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして教育委員会規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

**第14条** 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 前条第1号の事業計画書(以下この条において「事業計画書」という。)によるプラザの運営が青少年の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容がプラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

(4) プラザにおける青少年の活動を理解し、及び支援することができるものであること。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

**第15条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第17条第1項の規定に基づき指定を取

り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及びプラザを利用する者の利用状況
- (2) 業務に係る経費等の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるプラザの管理の実態を把握するために教育委員会が必要があると認めるもの  
(業務報告の聴取等)

**第 16 条** 教育委員会は、プラザの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。  
(指定の取消し等)

**第 17 条** 教育委員会は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。  
(指定等の告示)

**第 18 条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第 14 条第 1 項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第 14 条第 2 項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第 1 項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。  
(原状回復義務)

**第 19 条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第 17 条第 1 項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったプラザの施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。  
(秘密保持義務)

**第 20 条** 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成 13 年高知県条例第 2 号)の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。  
(委任)

**第 21 条** この条例に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。(平成16年3月規則第37号で、同16年8月1日から施行)

(高知県立小津青少年ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の廃止)

2 高知県立小津青少年ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成5年高知県条例第21号)は、廃止する。

(準備行為)

3 第11条の規定による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、第13条及び第14条の規定の例により行うことができる。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

4 高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

78 高知県立農業大学の授業料及び研修料	高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例(昭和58年高知県条例第3号)第7条又は第9条
----------------------	--

を

78 高知県立農業大学の授業料及び研修料	高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例(昭和58年高知県条例第3号)第7条又は第9条
79 高知県立塩見記念青少年プラザの使用料	高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例(平成16年高知県条例第2号)第6条

に改める。

**附 則**(平成18年12月26日条例第54号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**(平成23年3月23日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**(平成26年3月25日条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成29年12月26日条例第48号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成30年5月規則第47号で、同30年6月17日から施行)

別表第1(第3条関係)

トークサロン まんが図書室 学習室(個人用) 学習室(グループ用) 多目的室 音楽スタジオ
---

別表第2(第6条関係)

区分		計算単位	計算単位当たりの使用料	
			18歳未満の者等	18歳未満の者等以外の者
学習室(グループ用)		1時間	—	260円
多目的室	全室	1時間	—	1,530円
	1/2室	1時間	—	760円
音楽スタジオ1		1時間	200円	400円
音楽スタジオ2		1時間	50円	100円
音楽スタジオ3		1時間	50円	100円
学習室(グループ用)、多目的室及び音楽スタジオの附属設備		1時間又は許可 1回	規則で定める額	規則で定める額

- 備考 1 この表において「18歳未満の者等」とは、青少年のうち、18歳未満の者並びに18歳以上の者であって高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学するものをいう。
- 2 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 3 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

○高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則

平成 16 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号

**改正**

平成 16 年 10 月 27 日教育委員会規則第 23 号

平成 17 年 3 月 25 日教育委員会規則第 5 号

平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 10 号

平成 26 年 3 月 31 日教育委員会規則第 13 号

平成 30 年 5 月 25 日教育委員会規則第 6 号

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例(平成 16 年高知県条例第 2 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立塩見記念青少年プラザ(以下「プラザ」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

**第 2 条** 条例第 3 条第 2 項の教育委員会規則で定めるプラザの主な施設の利用時間は、別表に定めるとおりとする。

(音楽スタジオの利用時間の限度)

**第 3 条** 音楽スタジオを利用することができる時間は、2 時間までとする。

(利用の許可の申請)

**第 4 条** 条例第 4 条第 1 項の許可施設(同項に規定する許可施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第 11 条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、プラザの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、別記第 1 号様式による申請書を提出しなければならない。

3 前 2 項の規定による申請は、当該許可施設を利用する日の 1 週間前からこれをすることができる。ただし、青少年(25 歳未満の者をいう。以下同じ。)である個人又は青少年が過半数(青少年の中で介助を必要とする者が含まれる場合にあっては、その介助者を人数に含まないで計算したときの過半数)を占める団体にあっては、当該許可施設を利用する日の 1 月前から申請することができる。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者(プラザの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次条第 1 項、第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 7 条ただし書、第 10 条第 1 項第 1 号、第 12 条ただし書、第 14 条及び第 15 条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の交付等)

**第5条** 指定管理者は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 教育委員会が交付する前項の利用許可書については、別記第2号様式によるものとする。

(利用の取消しの届出等)

**第6条** 第4条第1項又は第2項の規定により申請をした者が、当該申請を取り消し、又は当該申請の内容を変更する場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 条例第4条第1項の許可施設の利用の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書の交付を受けているときは、当該利用許可書を提出しなければならない。

(設備の制限)

**第7条** プラザを利用する者は、プラザの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(使用料の納付の時期)

**第8条** 利用者は、条例第6条に規定する使用料を第5条第1項の利用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の減免の申請等)

**第9条** 条例第7条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 県又は教育委員会が共催し、又は後援する青少年の健全育成の事業のために許可施設を利用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

2 条例第7条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、許可施設を利用しようとする日の1週間前までに別記第3号様式による使用料減額(免除)承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第4号様式による使用料減額(免除)承認通知書により、承認をしないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

**第10条** 条例第8条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は既納又は過納となる使用料の額に相当する額とする。

(1) 指定管理者の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合



(2) 災害その他の不可抗力により許可施設を利用することができなくなった場合

2 条例第8条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、別記第5号様式による使用料還付請求書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第6号様式による使用料還付決定通知書により、還付をしないときはその旨を、それぞれ当該請求をした者に通知するものとする。

(管理上の立入り)

**第11条** 利用者は、プラザの関係職員が許可施設及びプラザの設備等(附属設備を含む。以下同じ。)の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る許可施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

**第12条** 利用者は、許可施設の利用が終わつたとき又は条例第5条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設の利用を停止させられたときは、当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、プラザの関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

**第13条** プラザを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けなくて火気を使用し、又は危険を起すおそれのある行為をしないこと。

(2) 許可を受けなくて飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。

(3) 許可を受けなくて宣伝し、又は勧誘しないこと。

(4) 許可を受けなくて広告物を掲示し、又は配布しないこと。

(5) 許可を受けなくてプラザの設備等、備品等をプラザの外に持ち出さないこと。

(6) プラザの施設、設備等、備品等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。

(7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、プラザの管理上必要な指示に従うこと。

(入場の制限)

**第14条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、プラザへの入場を拒み、又はプラザからの退去を命ずることができる。

(1) 他のプラザを利用する者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者

(汚損等の届出)

**第15条** プラザを利用する者は、プラザの施設、設備等、備品等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

**第16条** 条例第13条の教育委員会規則で定める申請書は、別記第7号様式によるものとする。

2 条例第13条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 12 条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、教育委員会が必要があると認める書類  
(指定管理者に係る変更届出事項)

**第 17 条** 条例第 14 条第 2 項の教育委員会規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

**第 18 条** この規則に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な書類)

2 条例附則第 3 項の規定に基づき、条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第 16 条の規定の例による。

**附 則**(平成 16 年 10 月 27 日教育委員会規則第 23 号)

この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 17 年 3 月 25 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 10 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 26 年 3 月 31 日教育委員会規則第 13 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 30 年 5 月 25 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 30 年 6 月 17 日から施行する。

**別表**(第 2 条関係)

主な施設	区分		利用時間
トークサロン	平日	8 月	午前 8 時から午後 6 時 30 分まで
まんが図書室 学習室(個人用) 学習室(グループ用)		8 月以外の月	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
多目的室 音楽スタジオ	日・土・休日		午前 9 時から午後 5 時まで

備考 1 この表において、「日・土・休日」とは日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を、「平日」とは日・土・休日以外の日をいう。

2 利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

#### 別記

##### 第1号様式(第4条関係)

高知県立塩見記念青少年プラザ利用許可申請書

##### 第2号様式(第5条関係)

高知県立塩見記念青少年プラザ利用許可書

##### 第3号様式(第9条関係)

高知県立塩見記念青少年プラザ使用料減額(免除)承認申請書

##### 第4号様式(第9条関係)

高知県立塩見記念青少年プラザ使用料減額(免除)承認通知書

##### 第5号様式(第10条関係)

高知県立塩見記念青少年プラザ使用料還付請求書

##### 第6号様式(第10条関係)

高知県立塩見記念青少年プラザ使用料還付決定通知書

##### 第7号様式(第16条関係)

指定管理者指定申請書

○高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関する規則

平成 16 年 5 月 28 日規則第 71 号

**改正**

平成 18 年 3 月 22 日規則第 27 号

平成 18 年 12 月 26 日規則第 136 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 38 号

平成 30 年 5 月 25 日規則第 48 号

高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関する規則をここに公布する。

高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例(平成 16 年高知県条例第 2 号。次条において「条例」という。)の規定に基づき、高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属設備の計算単位当たりの使用料の額)

**第2条** 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和 33 年高知県条例第 1 号)第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第 2 の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

**附 則**

この規則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 18 年 3 月 22 日規則第 27 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 18 年 12 月 26 日規則第 136 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 26 年 3 月 31 日規則第 38 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 30 年 5 月 25 日規則第 48 号)

この規則は、平成 30 年 6 月 17 日から施行する。

別表(第2条関係)

区分		計算単位	計算単位当たりの使用料	
			18歳未満の者等	18歳未満の者等以外の者
学習室(グループ用)	冷暖房設備	1時間	—	50円
多目的室	AV機器セット	許可1回	920円	1,820円
	プロジェクター・スクリーン	許可1回	960円	1,910円
	卓球台(附属品を含む。)	許可1回	80円	160円
	冷暖房設備	全室	1時間	—
1/2室		1時間	—	100円
音楽スタジオ	ドラムセット	許可1回	90円	180円
	キーボード	許可1回	100円	190円
	キーボードアンプ	許可1回	20円	40円
	ギターアンプ	許可1回	30円	50円
	エレキギターアンプ	許可1回	40円	70円
	ベースアンプ	許可1回	40円	70円
	簡易PAセット	許可1回	110円	200円
	録音機材セット	許可1回	210円	410円
	冷暖房設備	1時間	—	50円

備考 この表において「18歳未満の者等」とは、青少年のうち、18歳未満の者並びに18歳以上の者であつて高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学するものをいう。

**改正**

平成 14 年 7 月 16 日 条例第 33 号  
平成 15 年 12 月 26 日 条例第 61 号  
平成 16 年 12 月 28 日 条例第 68 号  
平成 17 年 3 月 29 日 条例第 15 号  
平成 19 年 7 月 2 日 条例第 63 号  
平成 20 年 10 月 21 日 条例第 38 号  
平成 21 年 3 月 27 日 条例第 16 号  
平成 27 年 3 月 27 日 条例第 7 号  
平成 27 年 7 月 17 日 条例第 52 号  
平成 27 年 7 月 17 日 条例第 53 号  
平成 28 年 3 月 25 日 条例第 11 号  
平成 29 年 3 月 24 日 条例第 6 号  
平成 29 年 7 月 14 日 条例第 25 号  
平成 31 年 3 月 22 日 条例第 3 号  
令和 2 年 3 月 27 日 条例第 5 号  
令和 3 年 7 月 16 日 条例第 26 号  
令和 4 年 3 月 25 日 条例第 3 号

高知県個人情報保護条例をここに公布する。

高知県個人情報保護条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第 1 節 個人情報の取扱い(第 7 条—第 14 条)

第 2 節 個人情報の開示、訂正及び是正の請求等(第 15 条—第 34 条)

第 3 章 附属機関(第 35 条—第 36 条の 9)

第 4 章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第 37 条—第 41 条)

第 5 章 雑則(第 42 条・第 43 条)

第 6 章 罰則(第 44 条—第 49 条)

附則

**第 1 章 総則**

(目的)

**第 1 条** この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に必要な事項を定め、県の機関(県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

をいう。以下同じ。)を含む。第16条第1項第7号において同じ。)が保有する個人情報に関し開示、訂正及び是正を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益に対する侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 特定の個人を識別することができる(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める事項が含まれる個人情報をいう。

(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 実施機関 知事、議会(議長及び事務局に限る。)、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人をいう。

(5) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第16条第4号において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

(6) 公文書 高知県公文書等の管理に関する条例(令和元年高知県条例第1号)第2条第2項に規定する公文書をいう。

(7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。

(8) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(実施機関の責務)

**第3条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる事務事業を通じて個人情報の保護を図るとともに、個人情報の保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の保護を図るため、必要な範囲内において市町村に協力を求めるものとする。

(県が出資する法人の責務)

**第4条** 県が出資する法人のうち実施機関の定める者は、自らも個人情報の保護に関し実施機関に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を自主的に講ずるように努めるとともに、個人情報の保護に関して県が行う事務事業に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

**第6条** 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自らの個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

## **第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護**

### **第1節 個人情報の取扱い**

(個人情報取扱事務の登録等)

**第7条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下この条において「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (2) 個人情報取扱事務の名称
  - (3) 個人情報を収集する目的及び理由
  - (4) 個人情報を収集する根拠法令等
  - (5) 個人情報の対象者の範囲
  - (6) 個人情報の項目(要配慮個人情報が含まれているときは、その旨)
  - (7) 個人情報の収集先
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
- (1) 県の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
  - (2) 公文書の送付又は受領のための整理簿等、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う簡易な事務
  - (3) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会及び警察本部長(以下「公安委員会等」という。)は、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務のうち、国の安全その他の国の重大な利益又は犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務にあっては当該個人情報取扱事務について登録せず、国の安全その他の国の重大な利益及び犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務以外の個人情報取扱事務にあっては第1項第6号から第8号までに掲げる事項のいずれかを登録簿に記載し、又は当該個人情報取扱事務について登録することにより事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該



事項の全部若しくは一部を登録簿に記載せず、又は当該個人情報取扱事務について登録しないことができる。

(収集の制限)

**第8条** 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条並びに次条第1項並びに第10条第1項及び第2項において同じ。)を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。ただし、公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するときは、この限りでない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(1)の2 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(1)の3 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(2) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会(第35条第1項の規定により置かれる高知県個人情報保護制度委員会をいう。以下同じ。)の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づき収集するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。

(5)の2 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立した地方独立行政法人を除く。第10条第1項第4号の2及び第5号において同じ。)から提供を受けて収集する場合であって、収集することにつき相当の理由があるとき。

(6) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

5 特定個人情報(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を除く。第10条第3項において同じ。)の収集については、番号法第20条の規定を準用する。

(利用の制限)

**第9条** 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4)の2 事務事業の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することにつき相当の理由がある場合であつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。
- (5) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として利用する場合であつて、利用することにつき相当の理由があるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報(番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された特定個人情報(以下「情報提供等記録」という。)を除く。以下この項において同じ。)を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。

3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。

(提供の制限)

**第10条** 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人に提供するとき又は本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4)の2 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合であつて、提供することにつき相当の理由があり、かつ、提供を受ける者が事務事業の執行に必要な限度で利用し、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。

- (5) 前号に規定する場合のほか、公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合であって、提供することにつき相当の理由があるとき。
- (6) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外のものに提供する場合であって、提供することにつき特別な理由があるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法について必要な制限を付し、又は個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。
- 3 特定個人情報の提供については、番号法第 19 条の規定を準用する。

(オンライン結合による提供の制限)

- 第 11 条** 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による個人情報の提供を行ってはならない。ただし、特定個人情報については、番号法第 19 条各号(前条第 3 項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する場合でなければならない。
- 2 実施機関は、オンライン結合により個人情報を提供しようとする場合は、法令等の規定に基づくときを除き、あらかじめ、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴かななければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供しようとする場合であって、提供することにつき相当の理由があるときは、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴くことを要しない。

(適正管理)

- 第 12 条** 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 2 実施機関は、その保有する個人情報について、当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で正確かつ最新なものとしておくように努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、これを確実に、かつ、速やかに破棄しなければならない。ただし、重要な記録又は歴史的な資料として保存する必要があると認められる場合は、この限りでない。

(職員等の義務)

**第13条** 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託等に伴う措置)

**第14条** 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するとき又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの(そのものから委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けたものを含む。)又は個人情報取扱事務を行わせることとされた指定管理者は、前項の規定により講ぜられた措置に従い、個人情報を適正に管理しなければならない。

3 前項の委託を受けた、又は同項の指定管理者が行うこととされた個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

#### **第2節** 個人情報の開示、訂正及び是正の請求等

(開示請求権)

**第15条** 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示(当該個人情報が存在しないことの確認を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、前項の規定に基づき個人情報の開示を請求することができる。ただし、特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が開示を請求することができる。

3 実施機関が高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上であらかじめ定めた者は、第1項の規定に基づき死者に関する個人情報の開示を請求することができる。

(個人情報の開示義務)

**第16条** 実施機関は、前条各項の規定に基づく開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、明らかに開示することができない情報

(2) 開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができる(他の情報と照合することができ、それにより当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により当該本人が閲覧することができることとされている情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 次に掲げる者の職務の遂行に係る情報のうち、当該者の職名及び氏名((ア)に掲げる者にあつては、当該者の氏名を公にすることにより、当該者の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとして実施機関が定める者の氏名を除く。)

(ア) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員

(イ) 独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員

(ウ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人(地方独立行政法人を除く。)及び同令第140条の7第1項に規定する法人の役員

(エ) 県から補助金、交付金等の交付を受けている一般社団法人及び一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、医療法(昭和23年法律第205号)第39条第2項に規定する医療法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人並びに同法第10章第2節に規定する社会福祉協議会の役員

エ ウの(ア)及び(イ)に掲げる者の職務の遂行に係る情報のうち、当該職務の遂行の内容に係る部分

(3) 前条第2項の規定に基づく開示請求であつて、法定代理人又は本人の委任による代理人に開示することが本人の利益を害すると認められる個人情報

(4) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 前号に定めるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報

(7) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人その他の公共団体の機関(以下この号において「国等の機関」という。)が行う事務事業に関する個人情報であつて、開示することにより次のいずれかに該当するもの

ア 指導、診断、評価、選考等に関する情報であつて、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

イ 監査、検査、取締り、交渉、渉外、争訟その他の事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

ウ 県の機関若しくは国等の機関内部又は県の機関若しくは国等の機関相互間における審議、検討、協議、調査、研究等に関する意思決定が不当に阻害されるおそれがあると認められるもの

エ 法律又はこれに基づく政令の規定による主務大臣その他の国の機関が行う指示等により公表してはならない旨が明示されているもの、国等の機関からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、県の機関と国等の機関との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に前項第2号から第7号までのいずれかに該当する情報が記録されている場合であっても、当該個人情報の開示によらなければ、本人の権利利益を保護することができないと認められるときは、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、当該個人情報の開示をすることができる。

(部分開示)

**第17条** 実施機関は、開示請求に係る個人情報が前条第1項各号のいずれかに該当する情報(同条第2項に該当するものを除く。以下「非開示情報」という。)を記録した部分とその他の部分からなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該その他の部分については、開示しなければならない。

(開示請求に係る個人情報の存否に関する情報)

**第18条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

(開示請求の方法)

**第19条** 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(次条において「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は第15条第2項若しくは第3項の規定に基づき開示請求をする者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

**第20条** 実施機関は、開示請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に対する決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定(以下「開示決定等」という。)をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を開示請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、書面により当該開示決定等の内容を開示請求者に通知しなければならない。この場合において、当該開示決定等が個人情報の開示をしない旨の決定(第17条

の規定による個人情報の開示をする旨の決定及び第 18 条の規定による開示請求を拒む旨の決定を含む。以下この条において「非開示決定」という。)であるときは、当該書面において当該非開示決定の理由(当該非開示決定の理由がなくなる時期をあらかじめ示すことができるときは、当該非開示決定の理由及び当該時期)を示さなければならない。

- 4 前項の規定により示す理由は、当該非開示決定において第 16 条第 1 項各号の規定を適用した根拠を具体的に示したものでなければならない。ただし、当該根拠を具体的に示すことにより、開示しないこととされた情報が明らかになるときは、当該情報が明らかにならない限度で示すものとする。

(開示請求に係る事案の移送)

**第 21 条** 実施機関は、開示請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。第 3 項並びに第 28 条第 1 項及び第 29 条において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第 21 条の 2** 開示請求に係る個人情報に実施機関及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において同じ。)に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 16 条第 1 項第 4 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を第 16 条第 2 項の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

**第 22 条** 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該個人情報の開示をしなければならない。

2 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又はその写しの交付により、電磁的記録については実施機関が定める方法により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第 17 条の規定により公文書の開示をするときその他必要があると認めるときは、当該公文書を複写した物を閲覧に供し、若しくはその写し等を交付し、又はその他当該実施機関が定める方法によることができる。

4 開示請求者は、開示請求に係る個人情報の開示を受けるときは、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は第 15 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づき開示請求をする者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを、あらかじめ、提出し、又は提示しなければならない。

(口頭による開示請求)

**第 23 条** 実施機関があらかじめ定めた個人情報の開示請求については、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 第 19 条第 2 項の規定は、前項の規定に基づき開示請求をしようとする者について準用する。

3 第 1 項に規定する口頭による開示請求があった場合における当該個人情報の開示については、第 20 条第 1 項及び前条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、実施機関の定める方法により行うものとする。

(費用負担)

**第 24 条** 第 22 条第 2 項の規定により公文書の写し等の交付を受ける者(同条第 3 項の規定により公文書を複写した物の写し等の交付を受ける者を含む。)は、当該写し等の交付に要する費用として知事、公営企業管理者又は県が設立した地方独立行政法人が定める額を負担しなければならない。ただし、第 27 条第 5 項又は第 32 条第 5 項の規定による開示の場合その他知事、公営企業管理者又は県が設立した地方独立行政法人が別に定める場合は、この限りでない。

2 特定個人情報の開示をする場合において、経済的困難その他特別な理由があると認められるときは、前項本文の規定による当該写し等の交付に要する費用の額を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求権)

**第 25 条** 第 22 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 23 条第 3 項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認める者は、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正(誤った事実の削除及び新たな事実の追加を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定に基づく訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の方法)

**第 26 条** 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(次条において「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正を求める箇所



(3) 訂正を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものを提出しなければならない。

3 第19条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

**第27条** 実施機関は、訂正請求書を受理したときは、必要な調査を行い、受理した日から起算して30日以内に、当該訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定(以下「訂正決定等」という。)をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等をしたときは、速やかに、書面により当該訂正決定等の内容を訂正請求者に通知しなければならない。この場合において、当該訂正決定等が個人情報の訂正をしない旨の決定であるときは、当該書面において当該訂正決定等の理由を具体的に示さなければならない。

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正しなければならない。

5 前項の場合において、訂正請求者から当該訂正請求に係る個人情報の開示を求められたときは、第22条の規定を準用する。

6 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(訂正請求に係る事案の移送)

**第28条** 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第21条第3項の規定による開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

(是正請求権)

**第 29 条** 自己の個人情報を実施機関が第8条、第9条、第 10 条第1項若しくは第 11 条の規定に違反して取り扱い、番号法第 19 条の規定に違反して提供し、番号法第 20 条の規定に違反して収集し、若しくは保管し、又は番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録していると認める者は、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正(当該個人情報の削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第 15 条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく是正の請求(以下「是正請求」という。)について準用する。

(是正請求に係る個人情報の存否に関する情報)

**第 30 条** 是正請求に対し、第 32 条第1項各号の決定をするだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該是正請求を拒むことができる。

(是正請求の方法)

**第 31 条** 是正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(次条において「是正請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 不相当であると認める取扱い事項及び理由
- (3) 是正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第 19 条第2項の規定は、是正請求について準用する。

(是正請求に対する決定等)

**第 32 条** 実施機関は、是正請求書を受理したときは、必要な調査を行い、受理した日から起算して 30 日以内に、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に掲げる決定をしなければならない。

- (1) 第8条又は番号法第 20 条若しくは第 29 条の規定に違反する事実が認められたとき 当該違反に係る個人情報の削除の決定
- (2) 第9条の規定に違反する事実が認められたとき 当該利用の中止の決定
- (3) 第 10 条第1項若しくは第 11 条又は番号法第 19 条の規定に違反する事実が認められたとき 当該提供の中止の決定
- (4) 第8条、第9条、第 10 条第1項及び第 11 条並びに番号法第 19 条、第 20 条及び第 29 条の規定に違反する事実が認められなかったとき 是正しない旨の決定

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定(以下「是正決定等」という。)をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を是正請求をした者(以下「是正請求者」という。)に通知しなければならない。

3 実施機関は、是正決定等をしたときは、速やかに、書面により当該是正決定等の内容を是正請求者に通知しなければならない。この場合において、当該是正決定等が個人情報の取扱いを是正しない旨の決定であるときは、当該書面において当該是正決定等の理由を具体的に示さなければならない。

4 実施機関は、個人情報等を是正する旨の決定をしたときは、速やかに、是正請求に係る個人情報を是正しなければならない。

5 前項の場合において、第1項第1号の決定を受けた是正請求者から当該是正請求に係る個人情報の開示を求められたときは、第22条の規定を準用する。

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

**第33条** 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

**第33条の2** 開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(個人情報保護審査会への諮問)

**第33条の3** 開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第36条第1項の規定により置かれる高知県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合  
(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の是正をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は是正請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

**第33条の4** 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する裁決をするときは、裁決の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、当該実施機関は、裁決後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、裁決をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(他の制度との調整)

**第34条** この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。第3号において同じ。)に含まれる個人情報
  - (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報に含まれる個人情報
  - (3) 統計法第24条第1項又は第25条の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
  - (4) 統計法第29条第1項の規定に基づき他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報
- 2 この節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。
- 3 第1項に定めるもののほか、この節の規定は、法律の規定により個人情報保護法第5章第4節の規定を適用しないこととされる個人情報については、適用しない。
- 4 前項に定めるもののほか、法令等(高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)を除く。)に個人情報の開示、訂正又は是正の請求の規定があるときは、当該法令等の定めるところによる。ただし、特定個人情報については、この限りでない。
- 5 法令等の規定により個人情報について開示を受けた場合又は法令等若しくは実施機関の定める規程により個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、それらが当該個人情報の本人に交付されている場合であって、当該法令等又は当該実施機関の定める規程に訂正を求めることができる旨の規定がないとき(当該個人情報が第2項の個人情報に該当する場合を除く。)は、当該開示又は交付をもって、この条例により当該個人情報の開示を受けたものとみなして、第25条の規定を適用する。

### 第3章 附属機関

(個人情報保護制度委員会)

**第35条** この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、高知県個人情報保護制度委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、新たな個人情報保護条例に関する事項について、知事に意見を述べるとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

- 3 委員会は、前2項に定めるもののほか、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第30条の40第2項の同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、及び建議することができる。
- 4 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員会は、その権限に属する事務を行うため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 9 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 10 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(個人情報保護審査会)

**第36条** 第33条の3第1項の規定により諮問された事項について審査を行うため、高知県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 前条第4項から第7項までの規定は、審査会について準用する。
- 3 審査会は、第33条の3第1項の規定による諮問があったときは、当該諮問のあった日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。
- 4 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(審査会の調査権限)

**第36条の2** 審査会は、必要があると認めるときは、第33条の3第1項の規定により諮問をした実施機関(以下この条において「諮問実施機関」という。)に対し、開示決定等、訂正決定等又は是正決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は是正決定等に係る個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当であると認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

**第 36 条の 3** 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により意見の陳述をする場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

**第 36 条の 4** 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

**第 36 条の 5** 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 36 条の 2 第 1 項の規定に基づき提示された個人情報を読覧させ、同条第 4 項の規定に基づく調査をさせ、又は第 36 条の 3 第 1 項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

**第 36 条の 6** 審査会は、第 36 条の 2 第 3 項若しくは第 4 項又は第 36 条の 4 の規定に基づく意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の読覧(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの読覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その読覧を拒むことができない。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定に基づく読覧をさせようとするときは、当該送付又は読覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第 2 項の規定に基づく読覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

**第 36 条の 7** 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

**第 36 条の 8** 審査会は、第 33 条の 3 第 1 項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

**第 36 条の 9** 第 36 条(第 1 項を除く。)から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 4 章 事業者が取り扱う個人情報の保護

**第 37 条** 削除

(指導及び助言)

**第 38 条** 知事は、事業者が個人情報の保護に関し必要な措置を自主的に講ずるよう事業者に対して指導及び助言を行うものとする。

(不適正な取扱いに対する措置)

**第 39 条** 知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、委員会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 知事は、事業者が第1項の規定による説明若しくは資料の提出に正当な理由なく応じなかったとき、又は前項の規定による勧告に従わなかったときは、委員会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に弁明の機会を与えなければならない。

(苦情の処理)

**第 40 条** 知事は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、速やかに、これを処理しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

**第 41 条** 知事は、事業者による個人情報の取扱いに関して個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

## 第5章 雑則

(運用状況の公表)

**第 42 条** 知事は、毎年1回、実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

**第 43 条** この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が取り扱う個人情報の保護については当該実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護については知事が別に定める。

## 第6章 罰則

(罰則)

**第 44 条** 次の各号のいずれかに該当する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者

(2) 第14条第2項の委託を受けた、又は同項の指定管理者が行うこととされた個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者

**第 45 条** 前条各号のいずれかに該当する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第 46 条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

**第 47 条** 第 36 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

**第 48 条** 次の各号のいずれかに該当する者が、その業務に関して、第 44 条又は第 45 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第 1 号において同じ。）又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(1) 第 14 条第 1 項の規定により委託を受け、又は同項の規定により行わせることとされた法人の代表者若しくは管理人又は代理人、使用人その他の従業者

(2) 第 14 条第 1 項の規定により委託を受け、又は同項の規定により行わせることとされた人の代理人、使用人その他の従業者

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第 49 条** 偽りその他不正の手段により、第 22 条第 1 項の規定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 8 条第 3 項ただし書及び第 4 項第 6 号、第 9 条第 5 号、第 15 条第 3 項並びに第 33 条の規定（委員会の意見を聴くことに関する部分に限る。）並びに第 31 条の規定 平成 13 年 4 月 1 日

(2) 第 2 条第 4 号及び第 20 条第 2 項の規定（電磁的記録に係る公文書に関する部分に限る。） 規則で定める日（平成 13 年 9 月規則第 143 号で、同 13 年 10 月 1 日から施行）

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第 7 条第 2 項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と、第 11 条第 2 項中「提供しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に提供しているときは、この条例の施行の日以後、遅滞なく」として、これらの規定を適用する。

(適用除外)

3 知事は、委員会の意見を聴いた上で定める特定活動分野については、第 39 条及び第 40 条の規定を適用しないことができる。

**附 則**（平成 14 年 7 月 16 日条例第 33 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 8 月 5 日から施行する。



**附 則**(平成 15 年 12 月 26 日条例第 61 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 16 年 12 月 28 日条例第 68 号)

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 17 年 3 月 29 日条例第 15 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第 3 項の規定 公布の日

(2) 第 1 条、附則第 4 項及び附則第 7 項の規定 平成 17 年 4 月 1 日

(3) 第 2 条及び附則第 5 項の規定 平成 17 年 10 月 1 日

(4) 第 3 条及び附則第 6 項の規定 平成 18 年 4 月 1 日

(準備行為)

- 2 議会は、第 1 条の規定による改正後の高知県個人情報保護条例第 8 条第 3 項ただし書、同条第 4 項第 6 号、第 9 条第 5 号又は第 11 条第 2 項の規定により高知県個人情報保護制度委員会(以下この項及び次項において「委員会」という。)の意見を聴くこととされる事項については、同条の規定の施行の日前においても、委員会に意見を聴くことができる。

- 3 公安委員会及び警察本部長は、第 3 条の規定による改正後の高知県個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 3 号、同条第 4 項第 7 号、第 9 条第 6 号、第 10 条第 1 項第 7 号又は第 11 条第 2 項の規定により委員会の意見を聴くこととされる事項については、同条の規定の施行の日前においても、委員会に意見を聴くことができる。

(経過措置)

- 4 第 1 条の規定の施行前に同条の規定による改正前の高知県個人情報保護条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の高知県個人情報保護条例中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

- 5 第 2 条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 6 第 3 条の規定の施行前に同条の規定による改正前の高知県個人情報保護条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の高知県個人情報保護条例中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

- 7 高知県住民基本台帳法施行条例(平成 14 年高知県条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**(平成 19 年 7 月 2 日条例第 63 号)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 20 年 10 月 21 日条例第 38 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 21 年 3 月 27 日 条例第 16 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 34 条の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 2 項の規定は、平成 21 年 3 月 規則第 26 号で、同 21 年 4 月 1 日から施行)、(附則第 2 項の規定を除く部分は、平成 21 年 8 月 規則第 72 号で、同 21 年 9 月 1 日から施行)

(準備行為)

- 2 県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。)は、この条例による改正後の高知県個人情報保護条例(以下この項において「新条例」という。)第 8 条第 3 項第 3 号若しくは第 4 項第 7 号、第 9 条第 6 号、第 10 条第 1 項第 7 号、第 11 条第 2 項、第 15 条第 3 項又は第 16 条第 2 項の規定により新条例第 35 条第 1 項に規定する委員会の意見を聴くこととされる事項については、この条例の施行の日前においても、委員会に意見を聴くことができる。

**附 則**(平成 27 年 3 月 27 日 条例第 7 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 27 年 7 月 17 日 条例第 52 号)

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中高知県個人情報保護条例第 9 条に 1 項を加える改正規定、同条例第 15 条第 2 項にただし書を加える改正規定、同条例第 16 条第 1 項第 3 号の改正規定、同条例第 24 条に 1 項を加える改正規定、同条例第 29 条第 1 項及び第 32 条第 1 項の改正規定並びに同条例第 34 条第 5 項にただし書を加える改正規定 平成 28 年 1 月 1 日
- (2) 第 2 条の規定 規則で定める日(平成 29 年 3 月 規則第 11 号で、同 29 年 5 月 30 日から施行)

**附 則**(平成 27 年 7 月 17 日 条例第 53 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条及び第 2 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 3 条及び次項の規定は平成 28 年 1 月 1 日から、第 4 条の規定は規則で定める日から施行する。(平成 29 年 5 月 規則第 46 号で、同 29 年 5 月 30 日から施行)

**附 則**(平成 28 年 3 月 25 日 条例第 11 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(不服申立てに関する経過措置)

- 3 実施機関(第 2 条の規定による改正前の高知県個人情報保護条例(以下この項において「旧個人情報保護条例」という。)第 2 条第 3 号に規定する実施機関をいう。)がした開示決定等(旧個人情報保護条例第 20 条第 1 項の決定をいう。以下この項において同じ。)、訂正決定等(旧個人情報保護条例第 27 条第 1 項の決定をいう。以下この項において同じ。))又は是正決定等(旧個人情報保護条例第 32 条第 1 項の決定をいう。以下この項において同じ。))についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等又は是正決定等に係るものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**(平成 29 年 3 月 24 日条例第 6 号)

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

**附 則**(平成 29 年 7 月 14 日条例第 25 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 29 年 9 月規則第 71 号で、同 29 年 9 月 5 日から施行)

**附 則**(平成 31 年 3 月 22 日条例第 3 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(令和 2 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(令和 3 年 7 月 16 日条例第 26 号)

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**(令和 4 年 3 月 25 日条例第 3 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**改正**

平成 24 年 10 月 16 日条例第 61 号

平成 26 年 10 月 21 日条例第 76 号

平成 28 年 3 月 25 日条例第 20 号

高知県暴力団排除条例をここに公布する。

高知県暴力団排除条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

第 2 章 暴力団を許さない社会づくりの推進(第 6 条—第 15 条)

第 3 章 青少年の健全な育成を図るための措置(第 16 条・第 17 条)

第 4 章 事業者による利益の供与の禁止等(第 18 条—第 20 条)

第 5 章 暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止(第 21 条)

第 6 章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等(第 22 条・第 23 条)

第 7 章 祭礼等における暴力団の排除(第 24 条)

第 8 章 義務違反者に対する措置(第 25 条)

第 9 章 雑則(第 26 条)

第 10 章 罰則(第 27 条・第 28 条)

附則

**第 1 章 総則**

(目的)

**第 1 条** この条例は、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民及び地域社会に多大な脅威を与えている状況にかんがみ、高知県からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)について、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策、青少年の健全な育成を図るための措置、事業者による利益の供与の禁止等必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で安心な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員(暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法

行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力するものをいう。)をいう。

(4) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は事業を営む個人をいう。

(5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

(基本理念)

**第3条** 暴力団の排除は、県民及び事業者(以下「県民等」という。))が、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念(次条において「基本理念」という。))に基づき、法第32条の3第1項の規定に基づき都道府県暴力追放運動推進センターとして高知県公安委員会(第25条において「公安委員会」という。))の指定を受けた者(以下「暴追センター」という。))及び高知弁護士会民事介入暴力対策委員会(民事介入暴力事案の被害者救済及びその事前防止を目的として高知弁護士会に設置されたものをいう。))その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体(第9条第2項において「民事介入暴力対策委員会等」という。))との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(県民等の責務)

**第5条** 県民は、基本理念に基づき、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念に基づき、その行う事業(事業の準備行為を含む。第4章において同じ。))に関し、暴力団との社会的に非難されるべき関係を絶つよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

## 第2章 暴力団を許さない社会づくりの推進

(県の事務及び事業における暴力団の排除)

**第6条** 県は、公共工事その他の県の事務又は事業(次条において「県の事業等」という。))により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(不当要求行為に係る措置)

**第7条** 県は、県の事業等に関し、県の事業等に係る契約の相手方に対し、当該契約の相手方(下請契約その他の当該県の事業等の遂行のために締結する契約の相手方を含む。))が当該契約に係る事務又は事業の遂行に当たって暴力団員等による不当要求行為を受けたときは、県に報告を行うことを義務付ける等の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県の事業等に係る契約の相手方が前項に規定する措置をとらなかったときは、当該相手方との契約を取り消し、又は県が実施する入札に参加させないことができる。

(県立施設の暴力団の利用制限)

**第8条** 県又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、県が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。

(県民等に対する支援)

**第9条** 県は、県民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、事業者が暴力団からの不当要求行為の対象とならないことを目的として事業者により結成された団体に対し、暴追センター及び民事介入暴力対策委員会等と連携して、暴力団の排除のために必要な支援を行うものとする。

(警察による保護措置)

**第10条** 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他の当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(訴訟に対する援助)

**第11条** 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(社会復帰支援の推進)

**第12条** 県は、事業者、暴追センター等と連携を図り、暴力団員の暴力団からの離脱を促進し、その社会復帰を援助するため、就労支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の都道府県との連携)

**第13条** 県は、暴力団の排除のための活動の推進に当たっては、国及び他の都道府県との連携を図るものとする。

(市町村への支援)

**第14条** 県は、市町村において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

**第15条** 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、県内における暴力団の活動実態等についての県民等への周知、暴力団の排除の気運を醸成するための集会の開催その他の広報活動及び啓発活動を行うものとする。

### 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

**第16条** 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲 200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)
- (2) 裁判所法(昭和22年法律第59号)第3編第3章に規定する家庭裁判所
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (4) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所
- (5) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条第1項の規定により市町村が設置する公民館
- (6) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (7) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (8) 更生保護法(平成19年法律第88号)第29条の保護観察所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年(18歳未満の者をいう。次条第2項において同じ。)の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、暴力団事務所であつて、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、当該施設の設置の際現に運営されていた暴力団事務所が当該施設の設置後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営される場合は、この限りでない。

(青少年に対する教育等のための措置等)

**第17条** 県は、学校(学校教育法第45条の中学校、同法第49条の2の義務教育学校(後期課程に限る。)、同法第50条の高等学校、同法第63条の中等教育学校、同法第72条の特別支援学校(中学部及び高等部に限る。)、同法第115条の高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。))において、その生徒又は学生が暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、暴力団の排除の重要性を認識し、当該青少年が暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、当該青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 警察本部長は、前項に規定する者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### **第4章 事業者による利益の供与の禁止等**

(暴力団を利用することの禁止)

**第18条** 事業者は、その行う事業に関し、暴力団を利用してはならない。

(利益の供与等の禁止)

**第19条** 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益の供与」という。)をすること。
  - (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
  - (3) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならない。  
(取引の関係者の確認)

**第20条** 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該取引に係る情報を県に提供しよう努めるとともに、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認しよう努めなければならない。

#### 第5章 暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止

(利益の供与を受けること等の禁止)

- 第21条** 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第19条第1項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。
- 2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第19条第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

#### 第6章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者等の責務)

- 第22条** 県内に所在する不動産(以下「不動産」という。)の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。)をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことの確認等をし、暴力団事務所の開設の防止に努めなければならない。
- 2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。
- 3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結するときは、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。
- (1) 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。
  - (2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。



- 4 前項第2号に掲げる事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者等の責務)

**第23条** 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。

- 2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の締結の代理又は媒介をしてはならない。

#### **第7章 祭礼等における暴力団の排除**

(行事主催者等の責務)

**第24条** 祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事の主催者又はその運営に携わる者(次項において「行事主催者等」という。)は、当該行事に関し、露店を設けようとする者が暴力団員等でないことの確認等をし、暴力団の排除に努めなければならない。

- 2 行事主催者等は、当該行事に関し、露店を設けようとする者が暴力団員等であることを知って、これに露店を設けさせてはならない。

#### **第8章 義務違反者に対する措置**

(調査、勧告等)

**第25条** 公安委員会は、第19条第1項、第21条第1項、第22条第2項、第23条第2項又は前条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 公安委員会は、第19条第1項、第21条第1項、第22条第2項、第23条第2項又は前条第2項の規定に違反する行為があった場合は、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

- 3 公安委員会は、第1項の規定に基づき説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒み、又は前項の規定に基づき勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該事実その他の必要な事項を公表することができる。

- 4 公安委員会は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### **第9章 雑則**

(委任)

**第26条** この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

#### **第10章 罰則**

(罰則)

**第 27 条** 第 16 条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

**第 28 条** 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 16 条第 1 項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、適用しない。ただし、この条例の施行の日において運営されていた暴力団事務所が同日以後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営される場合は、この限りでない。

**附 則**(平成 24 年 10 月 16 日条例第 61 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 24 年 10 月規則第 80 号で、同 24 年 10 月 30 日から施行)

**附 則**(平成 26 年 10 月 21 日条例第 76 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 27 年 5 月規則第 43 号で、同 27 年 6 月 1 日から施行)

**附 則**(平成 28 年 3 月 25 日条例第 20 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

平成 28 年 4 月 1 日訓令第 4 号・議会訓令第 1 号・教育委員会訓令第 9 号・警察本部訓令第 18 号・監査

委員訓令第 2 号・人事委員会訓令第 3 号

本庁

各出先機関

労働委員会事務局

収用委員会事務局

議会事務局

教育委員会事務局

教育委員会事務局各事務所

各教育機関

警察本部

警察署

監査委員事務局

人事委員会事務局

**改正**

平成 30 年 4 月 1 日訓令第 2 号

平成 30 年 4 月 1 日議会訓令第 1 号

平成 30 年 4 月 1 日教育委員会訓令第 1 号

平成 30 年 4 月 1 日警察本部訓令第 7 号

平成 30 年 4 月 1 日監査委員訓令第 1 号

平成 30 年 4 月 1 日人事委員会訓令第 1 号

令和 3 年 4 月 1 日訓令第 7 号・議会訓令第 1 号・教育委員会訓令第 5 号・警察本部訓令第 8 号・監査委員訓令第 1 号・人事委員会訓令第 1 号

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を次のように定める。

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づき、法第 6 条第 1 項の規定により定められた障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定)に即して、法第 7 条に規定する事項に関し、知事部局、議会事務局、教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)、警察本部(警察学校を含む。)及び警察署並びに行政委員会(教育委員会及び公安委員会を除く。)事務局に属する職員(会計年度任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。)が適切に対応するため必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

**第2条** 法第7条第1項の規定に基づき、職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。))その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。)を理由として、障害がない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障害がある人(障害がある者であって、障害及び社会的障壁(法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。次条において同じ。))により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。)の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、知事が別に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

**第3条** 法第7条第2項の規定に基づき、職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害がある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害がある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害がある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(次条第1項において「合理的配慮」という。)をしなければならない。これに当たり、職員は、知事が別に定める留意事項に留意するものとする。

(管理職員の責務)

**第4条** 管理職員(管理職手当の支給を受ける職にある職員をいう。以下同じ。)は、前2条に定める事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、所属職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害がある人等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、所属職員に対し、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理職員は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

**第5条** 職員から障害を理由とする差別を受けた人及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、別表に定める相談窓口を設置するものとする。

2 前項の相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ及び電子メールに加え、障害がある人が他の者とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

(研修及び啓発)

**第6条** 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対し障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるため、新たに管理職員となった者に対し障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるため、それぞれ研修を実施するものとする。

- 3 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害がある人に適切に対応するため必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

**附 則**

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 30 年 4 月 1 日訓令第 2 号・議会訓令第 1 号・教育委員会訓令第 1 号・警察本部訓令第 7 号・監査委員訓令第 1 号・人事委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(令和 3 年 4 月 1 日訓令第 7 号・議会訓令第 1 号・教育委員会訓令第 5 号・警察本部訓令第 8 号・監査委員訓令第 1 号・人事委員会訓令第 1 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**別表**(第 5 条関係)

相談窓口

機関	部署	担当
知事部局及び行政委員会(教育委員会及び公安委員会を除く。)事務局	総務部行政管理課 総務部人事課 子ども・福祉政策部障害福祉課 相談等に係る事案が発生した所属が属する知事部局の主管課	課長補佐の職にある者
議会事務局	議会事務局総務課	
教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)	教育委員会事務局教育政策課 教育委員会事務局特別支援教育課	
警察本部(警察学校を含む。)及び警察署	警察本部警務部県民支援相談課	

## ○高知県庁環境マネジメントシステム実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高知県が一事業者として、環境マネジメントシステム(以下「システム」という。)を用いて、組織的かつ継続的にエコオフィス活動等を実施することによって、県が管理する施設等から排出される温室効果ガスの削減を行い、地球温暖化対策を推進するために必要な事項を定めるものとする。

### (システムの法的な位置付け)

第2条 このシステムは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条に規定する地方公共団体実行計画に定める目標及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)第5条第1項に基づき規定されているエネルギーの使用の合理化に関する事業の判断の基準(経済産業省告示)において定めるところとされているエネルギー使用の合理化に関する目標を達成するためのものである。

### (システムによるエコオフィス活動)

第3条 第1条のエコオフィス活動(以下「エコオフィス活動」という。)は、次の活動をいう。

- (1)電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、A重油、水、一般炭、ヘリコプターのジェット燃料、船舶の航行に用いる軽油等の使用量の削減をすること。
- (2)グリーン購入を推進すること。
- (3)紙の購入量を削減すること。
- (4)ごみの減量、再使用及び再資源化(いわゆる「3R」をいう。)の推進をすること。
- (5)施設の新設又は改修時における省エネの検討、計画的な改修等を実施すること。

2 高知県は、エコオフィス活動を行ううえで、次の取組を推進するものとする。

- (1)職員への地球温暖化対策の啓発のための研修会の開催
- (2)エコオフィス活動の組織化
- (3)エネルギー使用の監視
- (4)施設の緑化等の実施
- (5)次世代自動車又は低燃費車の導入促進、エコドライブの普及、公共交通の利用促進及びエコ通勤の促進
- (6)施設の省エネ改修及び再生可能エネルギー設備の施設への導入
- (7)前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策へ向けた効果的な取組

3 高知県は、エコオフィス活動を実施するにあたっては、高知県庁エコオフィス活動ルールを策定し、PDCAサイクルを用いて効果的に取り組むこととする。

4 高知県は、システムにおいて、エコオフィス活動を見える化する情報の管理ツール及び集約ツールとして、次のものを用いるものとする。

- (1)コソコソニュース 各庁舎のエネルギー使用実績から算定した当該庁舎の排出二酸化炭素量の管理等を行うもの(別記第1号様式)
- (2)県庁の温室効果ガス排出量算定調査票 各庁舎及び所属の温室効果ガス排出量等の算

定に用いるもの(別記第2号様式)

(3)省エネ改修の予定及びエネルギー使用合理化期待効果票 施設の省エネ改修の予定を報告するもの(別記第3号様式)

(実施機関)

第4条 システムの実施機関は、警察を除く全ての所属(本庁各課、出先機関、県立学校、教育機関、病院及び指定管理施設等)とする。

(推進体制)

第5条 このシステムにおける推進体制の長は知事とし、毎年度、環境計画推進課長は、取組結果を庁議等に報告するものとする。

- 2 エコオフィス活動の推進においては、庁舎管理責任者(指定管理施設責任者を含む。以下「庁舎管理責任者等」という。)を中心に行うものとし、各所属長は、協力及び連携を図りながらエコオフィス活動を実施しなければならない。
- 3 庁舎管理責任者等及び所属長は、職場実態等に応じた活動体制をとり、庁舎内に他団体等がある場合は、システムへの協力について書面等により依頼し、エコオフィス活動を実施するものとする。
- 4 環境計画推進課は、エコオフィス活動に関する支援、結果の情報共有等、システムの推進を総合的に行うものとする。
- 5 庁舎管理責任者等は、エコオフィス活動を効果的に推進するため、毎年度複数の職員等で構成する省エネ委員会(別図)を組織し、庁舎のエコオフィス活動の促進を図らなければならない。
- 6 省エネ委員長は、庁舎のエコオフィス活動の中心的存在として次の業務を行い、必要により省エネ委員会を適時開催するものとする。
  - (1)コソコソニュースを管理し、庁舎の使用エネルギー実態等の把握
  - (2)省エネ委員会での庁舎の環境目標の決定
  - (3)コソコソニュースの目標値に対する警告への改善対応
  - (4)省エネ委員への取組実績の情報発信及びコミュニケーション活動の実施
  - (5)第9条で規定する管理標準に基づいたエネルギー消費設備の使用
  - (6)第7条第2項で規定する庁舎の環境目標の達成のための所属等における重点活動内容の決定
- 7 省エネ委員は、所属等におけるエコオフィス活動を推進する中心的存在として、次の業務を行うものとする。
  - (1)所属等で使用するエネルギー実態等の把握
  - (2)組織的なエコオフィス活動の啓発及び実施
  - (3)職員等への取組実績の情報発信及びコミュニケーション活動の実施
  - (4)第9条で規定する管理標準に基づいたエネルギー消費設備の使用
- 8 職員等は、省エネ委員会の決定事項(第9条で規定する管理標準を含む。)及び省エネ委員の指導等に基づき、一人ひとりがエコオフィス活動を実践する。

(高知県の環境方針)

第6条 高知県は、高知県の環境方針として、地球温暖化対策のため、次のとおりエコオフィス活動を展開することとする。

- (1)高知県庁エコオフィス活動ルールの遵守
- (2)所属職員全体でのPDCAサイクルの実施
- (3)職員一人ひとりの省エネに向けた率先行動
- (4)地球温暖化対策につながる取組の積極的な実施
- (5)取組結果の積極的な情報発信

2 所属長は、高知県の環境方針に基づき、所属の重点活動内容として、毎年度、所属の状況に応じた所属の環境方針を決定するものとする。

(高知県の環境目標)

第7条 高知県の施設から排出される温室効果ガスの年間総排出量(二酸化炭素換算値)を令和7年度末までに、高知県における基準年度である令和元年度の年間総排出量から6パーセント削減することを、高知県の環境目標とする。

2 庁舎管理責任者等は、高知県の環境目標の達成を目指し、毎年度、庁舎の状況等に応じて、庁舎の環境目標を決定するものとする。この場合において、高知県の環境目標の達成期限までに高知県の目標を達成するように留意して設定するものとする。

(省エネ法に基づくエネルギー管理)

第8条 省エネ法に基づき、庁舎管理責任者等及び所属長は、次のとおりエネルギー管理を行うものとする。

- (1)第9条で規定する管理標準に基づいたエネルギー管理の実施
- (2)庁舎及び所属の使用する機器類等のエネルギー使用実態の把握
- (3)庁舎及び所属の業務実態を考慮し、かつ、県民サービス、職場環境等に支障がないように留意したうえでの組織的に有効な省エネ行動の実施
- (4)庁舎及び所属でのエコオフィス活動の推進

2 庁舎管理責任者等及び所属長は、庁舎の環境目標に対する達成が困難と思われる場合、是正措置を検討し、必要がある場合は、重点活動内容をはじめとする所属の活動方針を見直し、エコオフィス活動の改善に努めるものとする。

(管理標準)

第9条 高知県は、県庁全体に共通するエネルギー管理基本事項(事業者として守るべき8項目をいう。)及び共通的な設備(空調設備、照明設備等をいう。)の管理標準を高知県庁エネルギー管理標準(全庁共通編)(以下「全庁共通編」という。)として定め、県庁のエネルギーを消費する設備の管理を行う。

2 高知県は、各施設のエネルギー管理基本事項及び設備の管理標準をエネルギー管理標準(各施設編)(以下「各施設編」という。)として定め、施設ごとのエネルギーを消費する設備の管理を行う。



- 3 省エネ推進チーム設置要綱に基づき設置する省エネ推進チームは、全庁共通編を作成する。職員は、管理標準について改正の必要があると思料する場合は、省エネ推進チームの事務局に対して改正を求めることができる。
- 4 全庁共通編が改正された場合、省エネ推進チーム長は、改正された内容を職員に周知するものとする。
- 5 庁舎管理責任者(指定管理施設の場合は、指定管理施設所管課長)は、各施設編を作成し、高知県庁環境マネジメントシステム所管課長及び省エネ法に基づく報告事務所管課長へ報告し、庁内職員に周知するものとする。各施設編が改正された場合も、同様とする。

(記録と情報共有)

第 10 条 庁舎管理責任者は、毎月末日までに庁舎における前月のエネルギー使用実績データ(庁舎に属する対象組織以外の事業所等のエネルギー使用実績データを除く。)等をコツコツニュース(エネルギーデータ編を含む。)に記録し、庁舎内の各所属等で情報共有するものとする。

(エコオフィス活動の展開)

第 11 条 所属長は、職員等とのコミュニケーションを図り、庁舎内で展開するエコオフィス活動への提案、アイデア等があった場合は、庁舎管理責任者等に報告する。当該報告を受けた庁舎管理責任者等は、コツコツニュースのエコ・コミュニケーション欄に記載するものとする。

- 2 庁舎管理責任者等は、前項の提案等があった場合は、必要に応じて「庁舎の省エネ独自ルール」に規定し、エコオフィス活動の展開を図るものとする。
- 3 所属長は、所属内でエコオフィス活動チェックリスト(別記第4号様式)を用いて、所属内のエコオフィス活動のPDCAサイクルの取組状況の把握、改善等を実施するものとする。

(取組結果の報告及び公表)

第 12 条 次の表の左欄に掲げる者は、取組実績として同表右欄の情報を、別に指定する提出期限までに、環境計画推進課長に報告するものとする。

- 2 環境計画推進課長は、高知県の施設等から排出される温室効果ガス排出状況の結果並びに庁舎及び所属単位の取組結果等について、高知県のホームページ及び高知県環境白書により公表するものとする。

(エコオフィス教育)

第 13 条 環境計画推進課長は、毎年度、システムへの理解並びに温室効果ガス排出量の削減に向けての知識及び技術等の向上を図るため、庁舎管理責任者等を対象とした研修を実施するものとする。

- 2 庁舎管理責任者等は、前項の研修に参加して得た内容等について、研修日の翌月号のコツコツニュースのエコ・コミュニケーション欄に記載する等、庁舎内での情報共有に努めなければならない。

(エコオフィス活動の支援)

第 14 条 環境計画推進課長は、システムに基づくエコオフィス活動の促進のため、システム関係の情報を集約した高知県庁エコオフィス活動支援サイト(以下「支援サイト」という。)を開設する。

2 支援サイトには、高知県庁エコオフィス活動ルール、システムでの取組結果、省エネに関する支援情報、先進的取組事例、地球温暖化の現状、対策等の内容を掲載するものとする。

3 庁舎管理責任者等は、支援サイト及び次条に規定する省エネサポーターを活用し、庁舎及び所属のエコオフィス活動の推進及び改善に努めるものとする。

(省エネサポーターの派遣)

第 15 条 環境計画推進課長は、エコオフィス活動や、施設、設備等の省エネ化を推進し、高知県の環境目標を達成するため、省エネ技術手法の提案その他のアドバイス等ができる有識者(以下「省エネサポーター」という。)を、必要があると認める施設や庁舎管理責任者等から派遣の求めがあった施設に対して派遣することができる。

2 省エネサポーターの派遣に関しては、高知県省エネサポーター派遣実施要領で定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年4月1日から施行する。

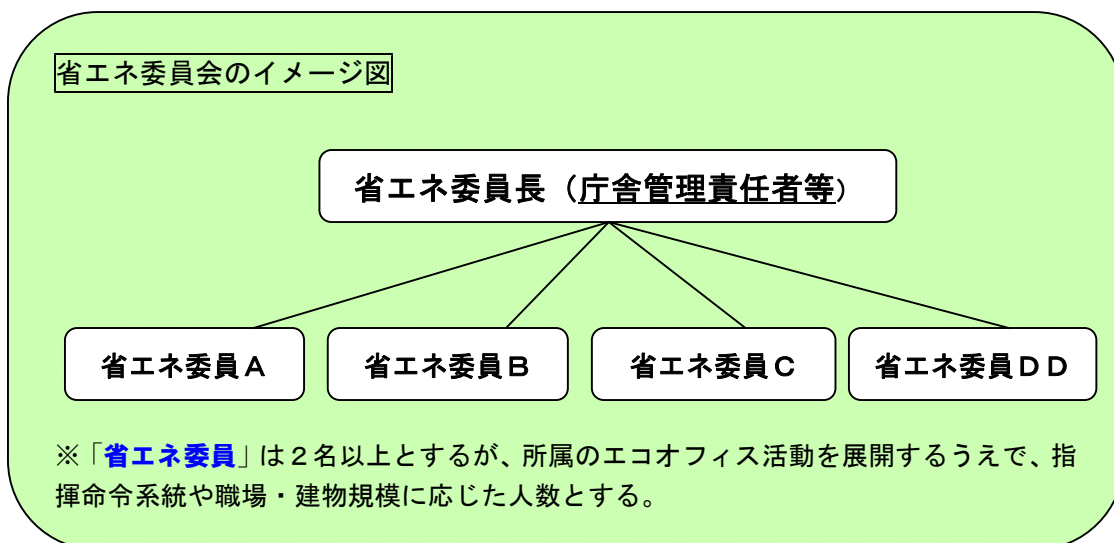
附 則

この要綱は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

別図(第5条関係)



# 高知県グリーン購入基本方針

## 1 目 的

- (1) グリーン購入を推進することによって、県の業務活動から生じる環境負荷を低減する。
- (2) 県がグリーン購入を積極的に推進することによって、県民、事業者等におけるグリーン購入を喚起し、環境物品等への需要の転換を促進する。

## 2 定 義

- (1) グリーン購入 : 製品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合に、価格、品質、利便性、デザインだけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択することをいう。
- (2) 環境物品等 : グリーン購入法第2条各号に規定する環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品、サービス（役務）等
- (3) 重点調達品目 : 県が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等の種類
- (4) 判断基準 : 重点調達品目について、調達するための基準を定めたもの
- (5) 適合環境物品等 : 判断基準に適合する環境物品等

※1 「重点調達品目」は、法第6条第2項第2号に規定する「特定調達品目」に相当するもの  
※2 「適合環境物品等」は、法第6条第2項第2号に規定する「特定調達物品等」に該当するもの

## 3 適用範囲

この基本方針の適用範囲は、高知県庁環境マネジメントシステム実施要綱第4条に規定する組織とする。

※ 第4条に規定する組織・・・本庁の各課室、出先機関、指定管理施設等

## 4 補助事業への適用

- (1) 県の補助事業において事業主体が物品等を調達する場合及び委託事業において受託事業者が物品等を調達する場合についても、この基本方針に沿ったグリーン購入を求めていくものとする。
- (2) (1)の実効を期すため、事業等を担当する本庁各課室、出先機関及び指定管理施設等は、補助金交付要綱及び委託契約書の中にグリーン購入について規定するものとする。

※1 補助事業及び委託事業の規定は、努力規定とする。

※2 補助事業及び委託事業については、当面目標等は設定しない。

## 5 基本原則

- (1) 物品等の調達総量をできるだけ削減する。特に、グリーン購入を推進することによって物品等の調達量が増加しないようにする。
- (2) 業務に使用する上で必要のない機能、品質及び利便性を有する物品等を調達しないようにする。
- (3) 環境物品等の調達に当たっては、できる限り物品等のライフサイクル（資源採取から廃棄に至る）全体について環境負荷の低減を考慮したものを選択する。
- (4) 環境物品等の機能・効果が生かせるよう長期使用や分別廃棄などを徹底し、環境負荷の低減が確実に行われるようにする。
- (5) 本庁各課室、出先機関及び指定管理施設等が保管する在庫品の圧縮と適正管理を徹底する。

## 6 対象範囲

(1) グリーン購入に重点的に取り組む分野は次に定めるとおりとする。

- ア 紙類
- イ 文具類
- ウ 事務用備品
- エ 画像機器等
- オ 電子計算機等
- カ オフィス機器等
- キ 移動電話等
- ク 家電製品
- ケ エアコンディショナー等
- コ 温水器等
- サ 照明
- シ 自動車等
- ス 消火器
- セ 制服・作業服・作業用手袋
- ソ インテリア・寝装寝具
- タ その他繊維製品
- チ 設備
- ツ 災害備蓄用品
- テ 公共工事
- ト 役務（サービス）
- ナ ごみ袋等
- ニ 農産物
- ヌ その他

(2) 県が事業主体となる施設整備事業等において(1)のうち関連するものを調達する場合も対象とする。

## 7 重点調達品目の選定

(1) 重点調達品目は、次のものを選定する。

- ア 環境物品等の調達容易であり、かつ、価格面においても著しく割高とならないもの。
- イ ア以外で、環境への負荷を削減するうえで特に調達すべきもの。

(2) 重点調達品目は、庁議等において毎年度選定する。

※ 具体的な「重点調達品目」の内容は実施計画で定める。

## 8 判断の基準と配慮事項

- (1) 調達手続の透明性や公平性を確保するため、重点調達品目に該当する物品等について、優先的に選択するための判断基準を定める。
- (2) (1)の判断の基準とはしないが、環境物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項(以下「配慮事項」という。)も併せて定める。

※1 具体的な判断の基準及び配慮事項は実施計画で定める。

※2 重点調達品目が国と同じ場合は、国の基準を準用する。県独自の品目について規定する。

## 9 調達目標の設定

調達目標は、重点調達品目を対象とし、庁議等において毎年度定める。

※ 具体的な目標値等及び目標の立て方は実施計画で定める。

## 1 0 グリーン購入実施計画

- (1) この基本方針に基づき、毎年度、グリーン購入実施計画（以下「実施計画」という。）を作成する。
- (2) 実施計画には、次の事項を定める。
  - ・ 調達目標
  - ・ 重点調達品目
  - ・ 判断基準及び配慮事項
  - ・ その他当該年度のグリーン購入の推進に必要な事項

## 1 1 物品調達の原則

- (1) 重点調達品目に選定されている物品等を調達しようとするときは、判断基準を満たす環境物品等の中から調達する。
- (2) 重点調達品目の調達に当たって、基準を満たす環境物品が調達できないときは、第三者機関の認定する環境ラベル製品若しくはこれと同等のもの若しくはカーボン・オフセット認証ラベル又はカーボンフットプリントマークを参考とするなど、環境負荷の低減に資する物品等を調達する。
- (3) 重点調達品目に選定されていない品目についても、できる限り環境物品等を調達する。この場合、第三者機関の認定する環境ラベル製品若しくはこれと同等のもの若しくはカーボン・オフセット認証ラベル又はカーボンフットプリントマークを参考とするなど、環境負荷の低減に資する物品等を優先して調達するものとする。
- (4) 重点調達品目以外の環境物品等を調達しようとする場合に、経費が著しく割高となるときは、環境物品等でないものを購入することができる。

※ 「著しく割高」となる場合の目安を実施計画で示す。

## 1 2 情報の提供

- (1) 事務局は、グリーン購入を推進するうえで必要な情報を本庁の各課室、出先機関及び指定管理施設等に提供するものとする。
- (2) 補助事業者、受託事業者に対する情報の提供は、事務局が県のホームページ等を通じて提供する。

## 1 3 推進体制

「高知県庁環境マネジメントシステム実施要綱」に基づいて推進する。

## 1 4 その他

- (1) グリーン購入の推進に関する事務は、高知県庁環境マネジメントシステムの進捗管理に関する庶務を担当する課（環境計画推進課）において処理する。
- (2) 基本方針は、平成13年4月1日から施行する。ただし、7～10については、平成13年7月1日から施行する。

平成14年3月26日一部改正（6対象範囲）。  
平成15年3月24日一部改正（6対象範囲）。  
平成16年3月23日一部改正（6対象範囲）。  
平成17年3月23日一部改正（6対象範囲）。  
平成20年3月27日一部改正（3適用範囲、6対象範囲、12実績の取りまとめ、15推進体制）。  
平成21年3月26日一部改正（6対象範囲、7重点調達品目の選定、9調達目標の設定、12実績のとりまとめ）。  
平成22年3月25日一部改正（11物品調達の原則、16その他）。  
平成23年3月24日一部改正（3適用範囲 4 補助事業への適用 5 基本原則、12実績のとりまとめ、14情報の提供、16その他）。  
平成25年3月28日一部改正（6対象範囲）。  
平成27年3月26日一部改正（6対象範囲）。  
平成28年3月24日一部改正（12実績のとりまとめ）。  
令和2年3月26日一部改正（6対象範囲）。  
令和3年3月28日一部改正（16その他）。  
令和4年3月28日一部改正（12実績のとりまとめ、13実績の公表を削除）。